

## 神宮外苑再開発事業認可取り消し訴訟 よくある質問と回答

令和6年9月13日

神宮外苑再開発事業認可取り消し訴訟 原告団

Q1 神宮外苑は明治神宮の私有地ではないのか。今回の再開発計画に外部の人があれこれ口を出すのはおかしい。

A1 神宮外苑とその施設や緑は、法律で定められた公益性の高い都市計画公園として、市民の誰にでも開かれた公共財であり、決して一部の事業者や利害関係者たちだけで自由にしてよいものではありません。歴史的にはもともと国有地で、創建時の無償貸与や戦後の払い下げの際には、公共性の維持と民主的運営の条件が付いており、これを明治神宮は遵守すべきです。また計画地には、文科省の独立行政法人の所有地も含まれており、公益性があります。

内苑の維持費捻出を理由に外苑の再開発計画を正当化する声もありますが、公共財の維持管理方法は本来広く議論して決められるべき事柄です。明治神宮の財政状況等の開示とともに、他の手段を選択しない正当な理由についての説明と議論が必要です。

Q2 東京都はこの計画に関係ないのに、なぜ都を相手に提訴しているのか。

A2 この再開発計画立案の段階から、東京都は計画を主導する形で関わっています。また、東京都は計画に対して認可の権限があり、認可するからこそ計画は進められます。都は本計画の実質的な主体の一つであり、小池都知事の言う「民間事業なので東京都はこの計画に関係ない」は全くもって誤りです。

Q3 なぜ再開発計画に反対するのか。

A3 私たちは再開発すること自体に反対しているわけではありません。現行の計画案にはあまりに問題が多いので、いったん立ち止まって再検討をするべきだと言っています。パリのイコモス本部からも、この計画内容に対する重大な懸念が出されています。

そもそも今回の計画の進め方や制度利用には、制度の趣旨の捻じ曲げや、手続きの回避などがあり、私たちは道義的問題のみならず違法性もあると見ています。実際、国連人権理事会の「ビジネスと人権」作業部会は、今回の計画の経緯が「人権に悪影響を及ぼす可能性がある」とする報告書を公表しました。

Q4 どのような人が計画反対を言っているのか。

A4 近隣住民も含む、神宮外苑を愛する人たちによる全市民的な異議申し立てです。リベラル系と保守系の双方から今回の計画に反対する声が出ており、この両者の意見が一致しているという点では非常に稀なケースと言えます。